

がいようばん  
概要版

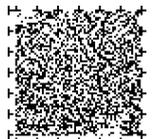
だい き ひがしひろしま し しょうがい ふく し けい かく およ  
**第5期 東広島市障害福祉計画及び**  
だい き ひがしひろしま し しょうがい じ ふく し けい かく  
**第1期 東広島市障害児福祉計画**

へいせい ねん ど ねん ど  
平成30年度～32年度

へいせい ねん がつ  
平成30年3月

ひがし ひろ しま し  
東広島市

ほんけいかくがいようばん かく かど おんせい いんざつ  
本計画概要版には、各ページの角に音声コード（SPコード）が印刷  
されています。おんせい せんようそう ち きさい  
音声コード専用装置にかざすと、そのページに記載  
されている内容を音声で聞くことができます。



# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

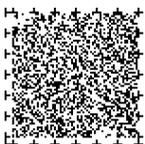
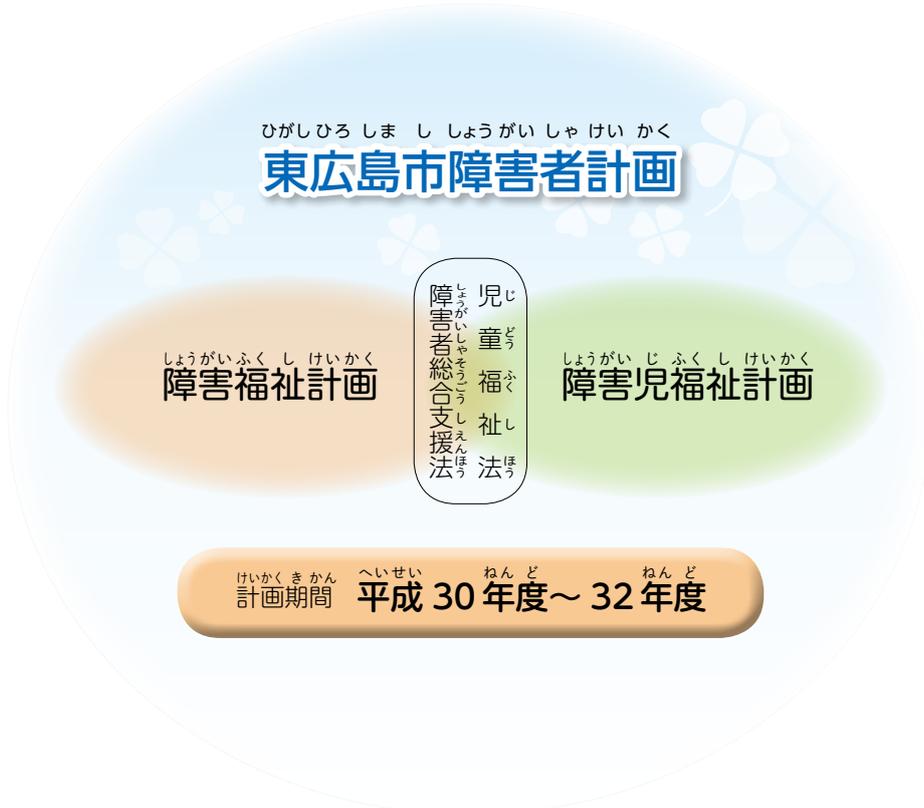
障害福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づき、地域における障害福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するために策定するもので、「児童福祉法」の改正により、障害児の支援の提供体制を計画的に確保する観点から、障害児福祉計画と一体のものとして策定します。

## 2 計画の位置付け

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき策定するもので、障害者基本法第 11 条に基づく「東広島市障害者計画」の障害福祉サービス等に関する実施計画としても位置付けます。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30～32 年度を計画期間として策定します。



# II 計画の目標

## 1 計画の基本的な考え方

次の5点を基本的な考え方として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進し、東広島市障害者計画の基本理念「地域共生のまちづくり」の実現を目指します。

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

## 2 成果目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた成果目標を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人（地域生活に移行する人）の平成32年度末における目標値を設定します。

#### 【目標値の設定】

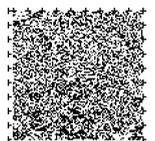
項目	すうち 数値	目標設定に当たっての考え方
平成32年度末の削減見込者数	ふたり 2人	国の基本指針及び過去の実績等を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者数（191人）の1%である2人を施設入所者数の削減数として設定
平成32年度末の地域生活移行者数（累計）	にん 8人	国の基本指針及び過去の実績等を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者（191人）の4.2%である8人を地域生活へ移行する者として設定

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを実現できる環境整備を進める観点から、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、平成32年度末までに、地域での保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

#### 【目標値の設定】

項目	すうち 数値等	目標設定に当たっての考え方
平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	か 可	国の基本指針を踏まえ、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。



### (3) 地域生活支援拠点※1等の整備

障害者等の自立支援の観点から、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、平成32年度末までに地域生活支援拠点等（ネットワーク）を整備し、これを維持していくことを目標とします。

#### 【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成32年度末の地域生活支援拠点等の数	1か所	国の基本指針を踏まえ、平成32年度末までに設置予定の地域生活支援拠点等1か所を整備し、維持する。

※1 地域生活支援拠点：東広島市においては、面的な整備として、相談受付、緊急時等の受入れ、一人暮らしグループホームへの入居等体験の機会及び場の確保など、地域の障害者を支える様々な資源（支援）を結び付けるネットワーク体制とする。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①就労移行支援事業※2を通じて平成32年度中に一般就労に移行する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

#### 【目標値の設定】

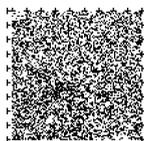
項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成32年度の一般就労移行者数	20人	国の基本指針、過去の実績等を踏まえ、平成28年度の一般就労への移行実績（17人）の1.2倍の20人を就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数として設定

#### ②就労移行支援事業※3の利用者数

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数は、国の基本指針を踏まえつつ、これまでの実績や本市の実情に応じて目標値を設定します。

#### 【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	58人	国の基本指針、過去の実績等を踏まえ、平成28年度末における利用者数（52人）の1割以上増加の58人を就労移行支援事業の利用者数として設定



### ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行の割合

平成 32 年度末において、就労移行支援事業所（見込み数：8 か所）のうち就労移行率が 3 割以上の事業所の割合は、国の基本指針を踏まえつつ、これまでの実績や本市の実情に応じて目標値を設定します。

#### 【目標値の設定】

項目	すうち 数値	目標設定に当たっての考え方
平成 32 年度末の 就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所	3 か所	国の基本指針、過去の実績等を踏まえ、平成 32 年度末において就労移行率 3 割以上の事業所が 3 か所（37.5%）と設定

### ④ 就労定着支援事業※4 開始後の定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率は、国の基本指針どおり、目標値を設定します。

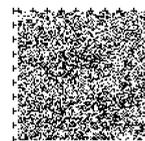
#### 【目標値の設定】

項目	すうち 数値	目標設定に当たっての考え方
平成 30 年度中に 新規で就労定着支援事業を利用した者の内、 平成 31 年度末において支援を開始した時点 から 1 年後の職場定着率	8 割以上	国の基本指針を踏まえ、平成 31 年度末において支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上と設定
平成 31 年度中に 新規で就労定着支援事業を利用した者の内、 平成 32 年度末において支援を開始した時点 から 1 年後の職場定着率	8 割以上	国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末において支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上と設定

※ 2. 就労移行支援事業等：生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・就労継続支援（A・B 型）を行う事業をいう。

※ 3. 就労移行支援事業：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

※ 4. 就労定着支援事業：就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行う事業をいう。



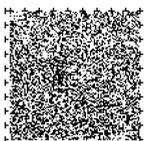
(5) 障害児支援の提供体制の整備等（第1期障害児福祉計画成果目標）

障害児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、国の基本指針を踏まえ、目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定に当たっての考え方
平成32年度末の児童発達支援センター※数	1か所	国の基本指針を踏まえ、平成32年度末までに児童発達支援センター1か所を設置する。
平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	可	国の基本指針を踏まえ、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
平成32年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	各1か所	国の基本指針を踏まえ、平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1か所設置する。
平成30年度末までに医療的ケア児支援の協議の場を設置	可	国の基本指針を踏まえ、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。

※ 児童発達支援センター：地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。



# III 福祉サービス等の見込量

## 1 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

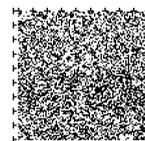
#### サービス概要

サービス名	概要
居宅介護	居宅において、ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の行動障害がある常時介護を必要とする障害者に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている障害者等が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### 【訪問系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	人/月	261	293	314	336	358	381
合計	時間/月	5,438	5,520	5,846	6,176	6,507	6,858
居宅介護	人/月	171	196	204	213	222	232
	時間/月	3,640	4,217	4,243	4,430	4,618	4,826
重度訪問介護	人/月	9	4	4	4	4	4
	時間/月	979	403	413	413	413	413
同行援護	人/月	6	7	7	7	7	7
	時間/月	77	92	101	101	101	101
行動援護	人/月	75	86	99	112	125	138
	時間/月	742	808	1,089	1,232	1,375	1,518
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

(注) 平成29年度については、推計値を掲載している。



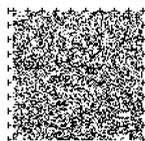
(2) 日中活動系サービス

サービス概要

サービス名	概要
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障害者に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な障害者に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護をする人の病気等により一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、夜間も含め施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【日中活動系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人/月	533	527	527	527	527	527
	人日/月	8,539	8,553	9,275	9,275	9,275	9,275
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	4	4	4	4	4
	人日/月	43	65	67	67	67	67
自立訓練（生活訓練）	人/月	18	18	18	18	18	18
	人日/月	135	71	101	101	101	101



サービス種別	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	人/月	43	52	53	55	57	58
	人日/月	787	932	965	1,001	1,037	1,056
就労継続支援(A型)	人/月	77	74	78	82	87	92
	人日/月	1,667	1,603	1,669	1,755	1,862	1,969
就労継続支援(B型)	人/月	253	268	297	328	364	402
	人日/月	4,257	4,431	4,930	5,445	6,042	6,673
就労定着支援	人/月	-	-	-	2	5	10
	人日/月	-	-	-	46	115	230
療養介護	人/月	32	31	31	31	31	31
	人日/月	983	961	952	952	952	952
短期入所(福祉型)	人/月	59	85	88	90	93	96
	人日/月	236	380	343	351	363	374
短期入所(医療型)	人/月	14	16	16	16	16	16
	人日/月	46	44	48	48	48	48

(注) 平成29年度については、推計値を掲載している。

### (3) 居住系サービス

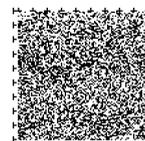
#### サービス概要

サービス名	概要
自立生活援助	施設やグループホームを利用していただ障害者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、日常生活上の援助を行うとともに、利用者のニーズに応じて、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

#### 【居住系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人/月	-	-	-	2	2	2
共同生活援助	人/月	104	101	101	101	101	101
施設入所支援	人/月	190	191	191	190	190	189

(注) 平成29年度については、推計値を掲載している。



(4) 相談支援

サービス概要

サービス名	概要
計画相談支援	サービス等を利用するための計画の作成、作成した計画の検証、見直しを行います。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障害者に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障害者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【相談支援等の見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	156	165	170	175	180	185
地域移行支援	人/月	0	1	1	2	3	4
地域定着支援	人/月	9	8	9	10	11	12

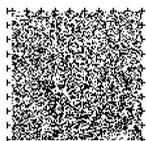
(注) 平成 29 年度については、推計値を掲載している。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

事業概要

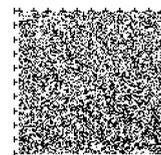
事業名	概要
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害者等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。



事業名	概要
成年後見制度 利用支援事業	障害者の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害者等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター 事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害者等の地域における生活支援を促進します。

【必須事業の見込量】

事業名	単 位	実 績			見 込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	5	5	6	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	-
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件/月	21	19	20	20	20	20
手話通訳者設置事業	人/月	1	1	1	1	1	1



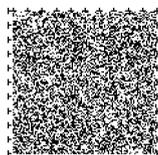
事業名	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	15	14	16	16	16	16
自立生活支援用具	件/年	37	27	32	32	32	32
在宅療養等支援用具	件/年	42	44	44	44	44	44
情報・意思疎通支援用具	件/年	35	42	42	42	42	42
排せつ管理支援用具	件/年	2,961	2,964	3,060	3,129	3,198	3,267
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	9	3	6	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業	人/年	29	23	26	26	26	26
移動支援事業	人/月	206	196	191	191	191	191
	時間/月	1,949	1,444	1,761	1,761	1,761	1,761
地域活動支援センター事業	か所	4	4	3	3	3	3
	人/月	322	266	294	294	294	294

(注) 平成29年度実績については、推計値を記載している。

## (2) 任意事業

### 事業概要

事業名	概要
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障害者を対象に、低額な料金を居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障害者を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
生活訓練事業	障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、日常的な生活訓練を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増進・交流等を進めるとともに、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を支援します。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳により、市の広報紙や障害者等が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供します。

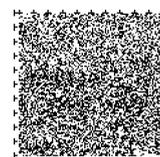


事業名	概要
奉仕員養成事業	点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する研修を行います。 点訳奉仕員と朗読奉仕員養成課程を2年ずつ交代で実施します。また、点訳奉仕員は1回の受講期間が2年間となります。 (H27・28:点訳、H29:音訳、H30:音訳、H31・32:点訳)
自動車運転免許取得費給付事業 ・自動車改造費給付事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障害者職親委託事業	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を育むとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ります。

【任意事業の見込量】

事業名	単 位	実 績			見 込		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活支援							
福祉ホーム事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	8	8	8	8	8	8
訪問入浴サービス事業	か所	2	2	2	2	2	2
	人/年	9	8	9	10	11	12
生活訓練事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	53	56	55	55	55	55
日中一時支援事業	人/月	97	32	32	32	32	32
	人日/月	690	212	212	212	212	212
社会参加支援							
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人/年	170	156	156	156	156	156
点字・声の広報等発行事業	か所	2	2	2	2	2	2
	人/年	30	28	29	29	29	29
奉仕員養成事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	0	5	5	5	0	5
自動車運転免許 取得費給付事業	件/年	1	0	1	1	1	1
自動車改造費給付事業	件/年	4	6	5	5	5	5
就業・就労支援							
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	16	16	16	16	16	16

(注) 平成 29 年度実績については、推計値を記載している。



# IV 障害児支援の提供体制の充実(第1期障害児福祉計画)

IV 障害児支援の提供体制の充実(第1期障害児福祉計画)

## 1 障害児福祉計画の概要

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成30年4月施行)により、市町村に対し障害児福祉計画の策定が義務づけられました。
- 本市では、国の基本指針等に従い、障害児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるよう、制度の充実を図り、障害児のライフステージに沿って関係機関が連携した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進するため、本計画を策定します。
- 本計画では、障害児支援の提供体制の計画的な確保を目指し、成果目標及び障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量を以下のように設定します。

## 2 障害児福祉計画の成果目標

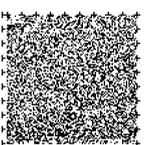
P5の「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」をご覧ください。

## 3 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量

### (1) 障害児通所支援

#### 事業概要

事業名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。



しょうがいじつうしよしえん みこみりょう  
【障害児通所支援の見込量】

じぎょうめい 事業名	たんい 単位	じっせき 実績			みこみ 見込		
		へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 30 年度	へいせい ねんど 平成 31 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
じどうはったつしえん 児童発達支援	にんつき 人/月	243	276	295	315	336	359
	にんにちつき 人日/月	1,083	1,316	1,357	1,449	1,546	1,651
いりやがたじどう 医療型児童 発達支援	にんつき 人/月	12	13	13	13	13	13
	にんにちつき 人日/月	139	154	152	152	152	152
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	にんつき 人/月	529	720	825	930	1,035	1,140
	にんにちつき 人日/月	1,885	2,989	3,465	3,906	4,347	4,788
ほいくしやう 保育所等 訪問支援	にんつき 人/月	2	3	4	5	6	7
	にんにちつき 人日/月	2	3	4	5	6	7
きやたくほうもんがた 居宅訪問型 児童発達支援	にんつき 人/月	-	-	-	6	6	6
	にんにちつき 人日/月	-	-	-	30	30	30

ちゆうへいせい ねんど すいけいち けいさい  
(注) 平成 29 年度については、推計値を掲載している。

しょうがいじそうだんしえんとう  
(2) 障害児相談支援等

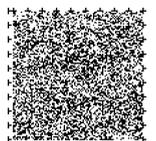
じぎょうがいよう  
事業概要

じぎょうめい 事業名	がいよう 概要
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	しょうがいじつうしよしえん しょうがいじつうしよしえん しょうがいふくし 障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障害児 たいしやう しきめけつてい しきめけつてい へんこうまえ しょうがいじしえんりやうけいかく を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を さくせい いつてい まかん とう りやうじきやう 作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリ ングを行います。
いりやてき じ たい 医療的ケア児に対する かんれんぶんや しえん ちやうせい 関連分野の支援を調整する はいち コーディネーターの配置	いりやてき じ たい そうごうてき しえんたいせい こうちく む かんれんぶんや し 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支 えん ちやうせい けいせい しょうだん しえんせんもんいんとう はい 援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配 ち おこな 置を行います。

しょうがいじそうだんしえんとう みこみりょう  
【障害児相談支援等の見込量】

じぎょうめい 事業名	たんい 単位	じっせき 実績			みこみ 見込		
		へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 30 年度	へいせい ねんど 平成 31 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	にんつき 人/月	61	74	74	74	74	74
いりやてき じ たい 医療的ケア児に対する かんれんぶんや しえん ちやうせい 関連分野の支援を調整 するコーディネーター はいち じんずう の配置人数	にん 人	-	-	-	0	1	1

ちゆうへいせい ねんど すいけいち けいさい  
(注) 平成 29 年度については、推計値を掲載している。



# V 計画の推進

V

計画の推進

## 1 計画の評価と進行管理

障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進にあたっては、各事業の各年度における推進状況や達成状況等をPDCAサイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直しを行いながら、計画を推進します。具体的な評価・進行管理は、障害者団体や関係団体、事業者や雇用・教育・保健等の行政機関並びに、障害福祉に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市障害者計画等審議会」で行います。

## 2 計画の推進に向けた取組

### (1) 市民、事業者、行政との協働

- 本計画の施策を実施するためには、行政だけでなく、障害者等と家族、市民、事業者、関係機関、企業など地域が連携を図りながら、協働による取組を推進します。
- 「東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）」内の基幹相談支援センターは、子育て支援と障害者等の地域生活に関する支援を一体的に行う窓口や関係機関と連携する調整窓口の役割を担っており、相談体制のさらなる充実を図ります。

### (2) 東広島市自立支援協議会における取組との連携

- 障害のある人の自立と地域生活を支えるためには、福祉や保健分野以外の関係機関や団体との連携と幅広い協力体制が不可欠です。
- そこで、障害者等やその家族、事業所支援者が抱える課題、個別の課題から抽出された地域課題の共有、情報交換、情報発信、困難事例への対応の在り方に対する協議・調整、本計画の数値目標の達成に向けて具体的な協議等を行う場として「東広島市自立支援協議会」を設置しています。

### (3) 計画の普及・啓発

- 本計画の推進にあたっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、計画の市民への周知を図り、地域における自主的な活動を促進していきます。

第5期東広島市障害福祉計画及び第1期東広島市障害児福祉計画  
平成30年度～32年度

発行：平成30年3月

編集：東広島市健康福祉部障害福祉課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL：082-420-0180 FAX：082-420-0181

